

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年11月20日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
与板 警察 署	(略)			与板 警察 署	(略)		
	出雲崎 駐在所	三島郡 出雲崎 町大字 大門	出雲崎町全域		出雲崎 駐在所	三島郡 出雲崎 町大字 尼瀬	出雲崎町のうち大字勝 見、尼瀬、住吉町、石 井町、羽黒町、鳴滝町、 木折町、井鼻、中山、 立石、小竹、米田、上 野山、久田、上中条
(略)				川西駐 在所	三島郡 出雲崎 町大字 川西	出雲崎町のうち大字川 西、大門、稲川、小木、 別ヶ谷、吉水、相田、 常楽寺、豊橋、船橋、 田中、市野坪、桂沢、 山谷、松本、大釜谷、 小釜谷、沢田、神条、 吉川、滝谷、藤巻、乙 茂、馬草、大寺、柿木	
(略)				(略)			

附 則

この規則は、平成30年11月26日から施行する。